令和4年9月1日

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録フロー

システムへの登録	サービス付き高齢者向け住宅整備補助（国の補助を受ける場合※）
	※スマートウェルネス住宅等推進事業補助金
事前協議（市または確認検査機関） ＜居住対策課での確認事項＞ ・整備基準への適合確認 ・入居契約や広告の方法等について ＜長寿福祉課＞ ・有料老人ホームへの該当有無 ＜建築指導課または確認検査機関＞ ※必要に応じて ・開発許可の事前協議 ・建築基準法への適合確認 ＜その他＞ 介護保険課・保健所・消防等との協議	詳しい流れについては、国の整備事業HPをご覧ください。 （国の補助金を申請する場合、市への意見聴取が必要です）
↓	
開発許可申請（市） ※必要に応じて	
↓	
確認申請（市または確認検査機関）	**意見聴取申請** （居住対策課）
↓	↓
事前再協議（市または確認検査機関） 整備計画に変更等がある場合は、事前協議先と事前協議を再度行ってください。	↓
↓	↓
登録申請（居住対策課）	
＜その他の手続き（居住対策課）＞ ・登録申請（5年ごと更新） ・変更届から（変更があった日から30日以内） ・定期報告（毎年7月末〆切）	**整備事業交付申請** （国） 年一回の定期報告必要

お問合せ先： 富山市 活力都市創造部 居住対策課 居住誘導係　TEL： 076-443-2112